

## 平成18年草加市議会12月定例会 市長提出議案等一覧

### 【議案】

- 第109号議案 平成18年度草加市一般会計補正予算（第2号）
- 第110号議案 平成18年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第111号議案 平成18年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第112号議案 平成18年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第113号議案 平成18年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第114号議案 平成18年度草加市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 第115号議案 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例の制定について
- 第116号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第117号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第118号議案 草加市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第119号議案 草加市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第120号議案 草加市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第121号議案 草加市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第122号議案 草加市学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第123号議案 草加市母子生活支援施設設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
- 第124号議案 草加市小口事業資金融資条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第125号議案 草加市公害防止施設整備資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 第126号議案 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第127号議案 草加市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 第128号議案 草加市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第129号議案 (仮称)草加市リサイクルセンター整備事業請負契約の締結について
- 第130号議案 指定管理者の指定について
- 第131号議案 彩の国さいたま人づくり広域連合の規約変更について
- 第132号議案 埼玉県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第133号議案 市道路線の廃止について
- 第134号議案 市道路線の認定について
- 第135号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

**【請願】**

- 請願第 15号 草加駅西口の安全・安心を求める請願書
- 請願第 16号 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の充実を求める請願書

# 第109号議案 平成18年度草加市一般会計補正予算（第2号）

平成18年度草加市一般会計補正予算(第2号)

歳入・歳出補正予算額 132,189千円  
補正後の歳入・歳出予算額 55,461,466千円

補正予算の主な内容

歳入		(千円)	
款	補正額	主 な 内 容	
13 国庫支出金	-9,625	◇ 障害者補装具給付費負担金	-1,918
		◇ 障害者地域生活支援事業費補助金	4,011
		■ 障害児地域生活支援事業費補助金	-1,318
		◎ 地方道路整備臨時交付金(都市計画街路)	-114,400
		◎ まちづくり交付金(瀬崎地区道路整備)	104,000
14 県支出金	3,800	◇ 障害者補装具給付費負担金	-1,833
		■ 障害児地域生活支援事業費補助金	-659
		■ 障害児(者)生活サポート事業費補助金	2,928
		◇ 障害児(者)生活サポート事業費補助金	855
		◇ 障害者地域生活支援事業費補助金	2,005
		△ 埼玉県分権推進交付金(準備交付金)	504
16 寄附金	352	□ 保健衛生総務費寄附金	
17 繰入金	-72,349	・ 財政調整基金繰入金	
19 諸収入	-17,489	▽ 資器材導入支援事業助成金	1,291
		・ 郵便切手類販売等手数料	20
		● NEDO地域新エネルギー導入促進事業補助金	-18,800
20 市債	227,500	● 清掃運搬施設等整備事業債	3,900
		▲ 道路整備事業債(工事等)	32,200
		○ 排水路整備事業債	36,000
		◆ 排水施設整備事業債	32,300
		◎ 谷塚松原線街路整備事業債	-16,700
		◎ 瀬崎東町線街路整備事業債(用地取得等)	139,800
合 計	132,189		

歳出		(千円)	
款	補正額	主 な 内 容	
1 議会費	5,200	・ 人件費	
2 総務費	-101,258	・ 人件費	-106,620
		・ 情報公開・個人情報保護事務	1,500
		・ 公有財産管理事業	2,039
		△ 総合窓口事業	1,823
3 民生費	389,739	・ 人件費	-82,820
		・ 社会福祉施設整備事業	200,000
		・ 後期高齢者医療広域連合事務事業	2,635
		◇ 自立地域生活支援事業	12,427
		・ 自立支援施設給付事業	11,385
		■ 障害児家庭支援事業	3,518
		・ 国民健康保険特別会計繰出金	227,187
		・ 介護保険特別会計繰出金	8,148
		・ 児童扶養手当・特別児童扶養手当事業	2,071
		・ 生活保護事業	5,188
4 衛生費	350	・ 人件費	-38,800
		□ 健康づくり啓発事業	352
		● 廃棄物処理事業	38,798
6 農林水産課業費	-4,450	・ 人件費	
7 商工費	-280	・ 人件費	
8 土木費	-80,150	・ 人件費	-30,680
		・ 道路維持管理事業	-1,000
		・ 新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金	-28,950
		・ 公共下水道事業特別会計繰出金	-19,520
		▲ 道路舗装改良事業【財源振替】	
		○ 排水路整備事業【財源振替】	
		◆ 排水施設整備事業【財源振替】	
		◎ 都市計画街路整備事業【財源振替】	
9 消防費	-40,757	・ 人件費	-43,250
		▽ 救急救命活動事業	2,493
10 教育費	-36,205	・ 人件費	
合 計	132,189		

・継続費(新規設定) 廃棄物処理事業 年割額 平成18年度 52,500千円  
年割額 平成19年度 22,500千円

・債務負担行為

追加(新規設定分) 道路舗装改良事業(平成18年度～平成19年度) 限度額 253,733千円  
追加(新規設定分) 水辺環境整備事業(平成18年度～平成19年度) 限度額 9,450千円  
追加(新規設定分) 排水路整備事業(平成18年度～平成19年度) 限度額 119,070千円  
追加(新規設定分) 排水施設整備事業(平成18年度～平成19年度) 限度額 67,200千円  
廃止 道路維持管理事業(平成19年度～平成23年度) 限度額 19,000千円

## 第110号議案 平成18年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

歳入・歳出補正予算額 -19,520千円  
補正後の歳入・歳出予算額 8,824,479千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 繰入金	-19,520	・一般会計繰入金
合 計	-19,520	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	-7,455	・人件費 -13,680 ・下水道使用料賦課徴収事業 6,225
3 公債費	-12,065	・地方債償還利子及び一時借入金利子
合 計	-19,520	

・債務負担行為

追加(新規設定分) 公共下水道汚水整備事業(平成18年度～平成19年度) 限度額 300,500千円  
追加(新規設定分) 公共下水道雨水整備事業(平成18年度～平成19年度) 限度額 71,400千円

## 第111号議案 平成18年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

歳入・歳出補正予算額 -28,950千円  
補正後の歳入・歳出予算額 2,092,364千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 繰入金	-28,950	・一般会計繰入金
合 計	-28,950	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	-28,950	・人件費
合 計	-28,950	

## 第112号議案 平成18年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成18年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳入・歳出補正予算額 674,088千円  
補正後の歳入・歳出予算額 20,672,696千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 国庫支出金	30,313	・療養給付費負担金 45,630 ・高額医療費共同事業負担金 -15,317
5 療養給付費等交付金	431,905	・療養給付費等交付金
6 県支出金	-15,317	・高額医療費共同事業負担金
9 繰入金	227,187	・その他一般会計繰入金(療養給付費助成金)
合 計	674,088	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
2 保険給付費	674,088	・保険給付事業(一般療養の給付) 134,206 ・保険給付事業(退職者等療養の給付) 539,882 ・保険給付事業(一般療養費)【財源振替】 ・保険給付事業(退職者等療養費)【財源振替】 ・保険給付事業(一般高額療養費)【財源振替】 ・保険給付事業(退職者等高額療養費)【財源振替】
5 共同事業拠出金		・共同事業拠出金(医療費)【財源振替】
合 計	674,088	

**第113号議案** 平成18年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成18年度草加市介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入・歳出補正予算額 8,148千円  
補正後の歳入・歳出予算額 6,603,777千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
7 繰入金	8,148	・その他一般会計繰入金(事務費等繰入金)
合計	8,148	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	8,148	・介護認定審査会運営事業
合計	8,148	

**第114号議案** 平成18年度草加市立病院事業会計補正予算（第1号）

収益的収支

[単位:千円]

区分/年度	平成18年度	補正	計	備考	
医業収支	医業収益	6,493,314	0	6,493,314	
	入院収益	4,328,160	0	4,328,160	
	外来収益	1,673,330	0	1,673,330	
	医業費用	7,455,209	0	7,455,209	
	給与費	3,752,927	0	3,752,927	
	材料費	1,080,071	0	1,080,071	
	経費	1,632,043	0	1,632,043	
	減価償却費	963,976	0	963,976	
	医業利益	△ 961,895	0	△ 961,895	
医業収支比率	87.1	0	87.1		
医業外・特損益	医業外収益	416,698	39,579	456,277	賠償保険金
	医業外費用	267,314	39,579	306,893	解決金・弁護士費用
	経常利益	△ 812,511	0	△ 812,511	
	経常収支比率	89.5	0	89.5	
	特別利益	2,100	0	2,100	
	特別損失	3,600	0	3,600	
	予備費	2,000	0	2,000	
事業収益	6,912,112	39,579	6,951,691		
事業費用	7,728,123	39,579	7,767,702		
当年度純損失	△ 816,011	0	△ 816,011		

## 第115号議案 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例の制定について

### 1 目的

透明かつ公正な市政運営への取組をより実効性のあるものとするため、すでに制定している草加市不当要求行為等対策要綱と草加市職員の公益通報に関する要綱を統合整備し、新たに条例として制定するものです。

### 2 内容

#### (1) 対象となる不当要求行為等

- ア 違法若しくは公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為等の不当要求行為
- イ 不正な働きかけ・要望・苦情等

#### (2) 組織的対応を図るための体制

- ア 外部委員会の設置【不当要求行為等・公益通報委員会】
- イ 庁内対応を図るための対策会議の設置【不当要求行為等対策会議】

#### (3) 不当要求行為等への対応

職員が不当要求行為等を受けたときは、上司・所属長への報告を義務づけ、所属長は、不当要求行為等対策会議へ報告を行い、同対策会議は、必要な調査を行い、方針について協議を行います。また、市長は、不当要求行為等の行為者に対し、文書での警告、当該行為者の氏名等の公表等を行うことができます。

#### (4) 請負業者等が不当要求行為を受けた場合の対応

請負業者等が不当要求行為を受けた場合は、その旨を速やかに市長に報告しなければなりません。

#### (5) 公益通報制度の整備

職員が知り得た行政運営上の他の職員の違法な行為又は違法性の高い行為に関して、不当要求行為等・公益通報委員会に対し通報を行う制度を整備し、職員は、市民全体の利益及び行政に対する信頼を著しく損なうおそれがある事案を知り得たときは、同委員会に対し、公益通報を行わなければならないものとします。

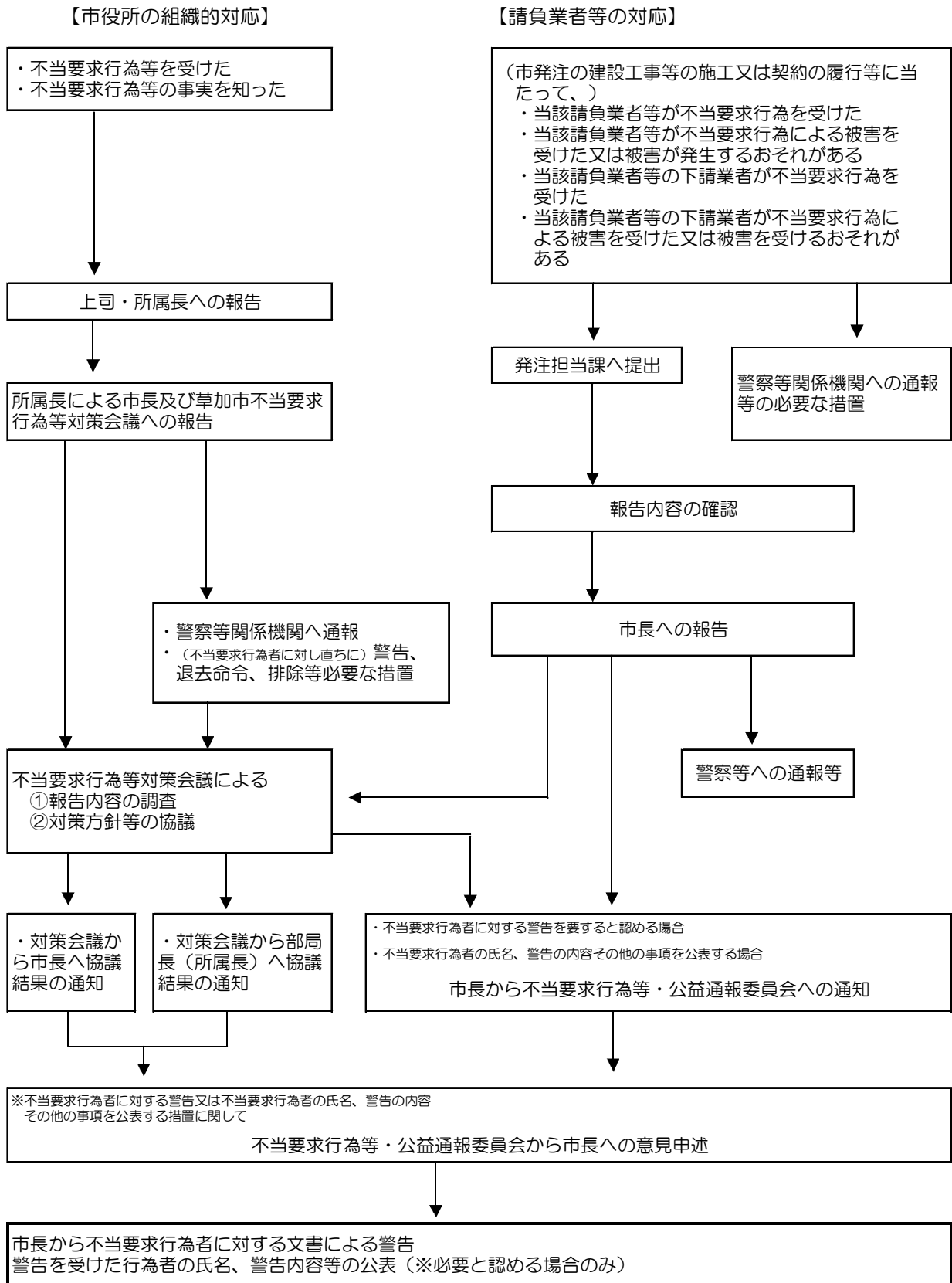
#### (6) 通報者の保護

通報者に関する情報は非公開とし、通報したことによる不利益は受けないものとします。

### 3 施行期日

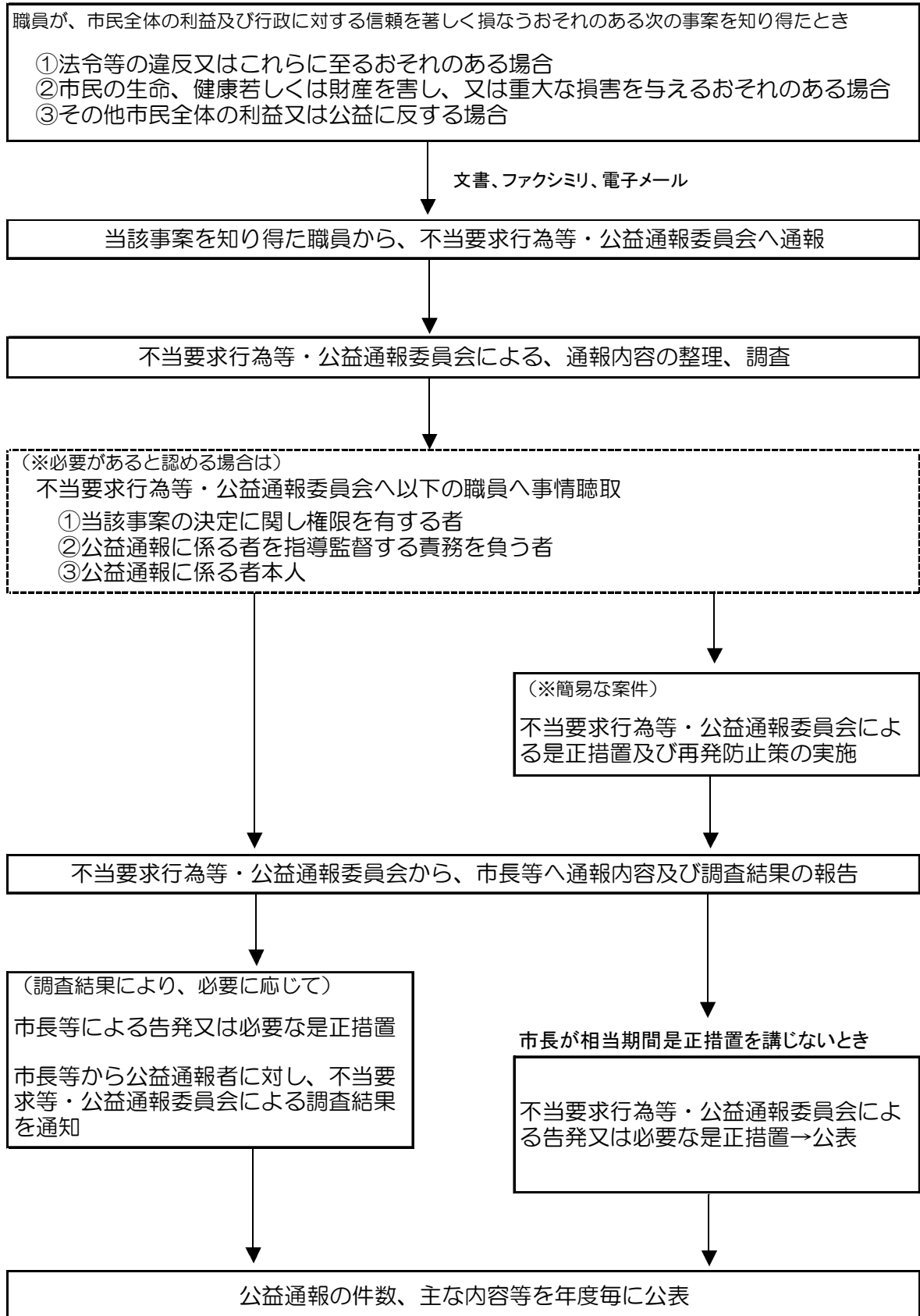
平成19年4月1日

# 不当要求行為等への対応



# 公益通報制度の流れ

## 【市役所の組織的対応】





**第116号議案** 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

1 目的

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

- (1) これまでの「助役」に代えて「副市長」を置くこととされたため、関係条例中の「助役」を「副市長」に改めます。

ア 助役の定数条例

イ 草加市特別職報酬等審議会条例

ウ 市長等の給与等に関する条例

- (2) 収入役が廃止され、会計管理者（一般職）が置かれることとされたため、関係条例中特別職としての位置づけで規定されている「収入役」を削除します。

ア 草加市特別職報酬等審議会条例

イ 市長等の給与等に関する条例

- (3) 「吏員」と「その他の職員」の区分が廃止され、「職員」に改められたため、関係条例中の「吏員」を「職員」に改めます。

ア 草加市税条例（「徴税吏員」は地方税法の規定に合わせるため改正は行いません。）

イ 草加市再開発住宅設置及び管理条例

- (4) 所要の整備（項ずれ）

ア 実費弁償に関する条例

イ 草加市行政財産の使用料に関する条例

ウ 草加市役所駐車場使用料条例

3 施行期日

- (1)～(3) 平成19年4月1日

(4)ア 公布の日

- (4)イ及びウ 地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第238条の4の改正規定の施行の日

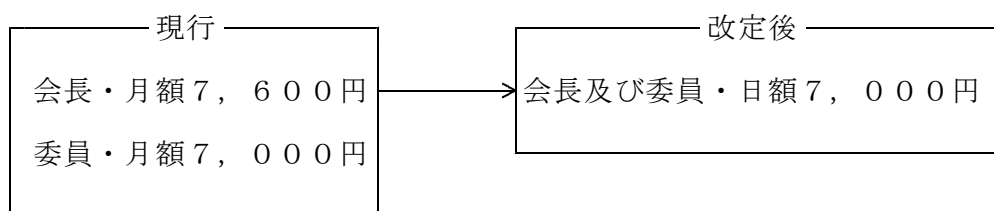
**第117号議案** 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

1 目的

平成18年11月22日付けの草加市特別職報酬等審議会の答申にかんがみ、草加市国民健康保険運営協議会の会長及び委員について、同協議会の職務内容及び開催状況等を勘案し、その他の附属機関の委員の報酬の区分で報酬を支給するものです。

2 内容

報酬を次のように改定します。【国民健康保険運営協議会の項を削り、他の附属機関として報酬を支給します。】



3 施行期日

平成19年1月1日

**第118号議案** 草加市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

1 目的

社会情勢の変化等を勘案し、職員の特殊勤務手当のうち年末年始業務手当を廃止するものです。

2 内容

12月29日から翌年1月3日までの間に、次の各号に掲げる業務に従事した職員に対し、当該各号に定める金額を支払う年末年始業務手当を廃止するものです。

- (1) 清掃作業に従事した場合 6,000円
- (2) 前号以外の業務に従事した場合 5,000円

3 施行期日

公布の日

**第119号議案** 草加市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

社会情勢の変化等を勘案し、消防職員の特殊勤務手当のうち年末年始業務手当を廃止するものです。

2 内容

12月29日から翌年1月3日までの間に、消防業務に従事した消防職員に対し5,000円を支払う年末年始業務手当を廃止するものです。

3 施行期日

公布の日

**第120号議案** 草加市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

埼玉県障害児就学指導委員会規則の一部改正にかんがみ、草加市障害児就学指導委員会の名称及び所掌事項の一部変更並びに障害のある幼児、児童及び生徒への就学に係る教育的支援の充実を図るため、同委員会の組織の一部変更を行うものです。

2 内容

(1) 委員会の名称変更

委員会の名称を「草加市障害児就学指導委員会」から「草加市障害児就学支援委員会」に変更します。

(2) 所掌事務の一部変更

所掌事務のうち「障害児の就学指導に関すること」を「障害児の就学に係る教育的支援に関すること」に変更します。

(3) 組織の一部変更

委員会の定数を「14人」から「15人」に変更し、新たに「臨床心理士」を加えます。

3 施行期日

平成19年4月1日

**第121号議案** 草加市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

谷塚文化センターの建て替えに伴い、同センターの位置を変更し、使用料を全面改定します。

2 内容

(1) 位置

位置を「草加市谷塚町752番地」から「草加市谷塚仲町440番地」に変更します。

(2) 施設使用料

(単位:円)

施設名	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時30分 まで	全日
	2時間あたり	2時間あたり	2.5時間あたり	
ホール	1,140	1,370	1,710	6,850
第1楽屋	100	120	150	610
第2楽屋	100	120	150	610
第1学習室	270	320	400	1,590
第2学習室	220	270	330	1,310
中会議室	170	200	250	1,000
小会議室	100	120	150	610
相談室	110	140	170	660
第1和室	160	190	240	940
第2和室	110	130	160	640
実習室	240	280	350	1,410

3 施行期日

公布の日から起算して4月を超えない範囲内で規則で定める日

**第122号議案** 草加市学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

谷塚小学校の建て替えに伴い、新たに同小学校施設を一般の使用に供するため、当該施設の使用料を定めるとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 対象学校施設及び使用料

(単位:円)

施設名	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から午後 9時30分まで	全日
	2時間あたり	2時間あたり	2.5時間あたり	
家庭科室	710	850	1,060	4,240

(2) 条文の所要の整備

地方自治法の一部改正に伴う条文の所要の整備を行います。【項ずれ】

3 施行期日

- (1) 公布の日から起算して4月を超えない範囲で規則で定める日
- (2) 地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第238条の4の改正規定の施行の日

**第123号議案** 草加市母子生活支援施設設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

1 目的及び内容

母子生活支援施設の老朽化及び母子家庭等に対する他の子育て支援制度等による相談・援護体制にかんがみ、同施設を廃止するものです。

2 施行期日等

- (1) 施行期日 平成19年4月1日

- (2) 関係条例の所要の整備

- ア 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
母子生活支援施設嘱託医及び母子生活支援施設少年指導員に関する規定を削ります。
- イ 実費弁償に関する条例の一部改正  
母子生活支援施設少年指導員に関する規定を削ります。

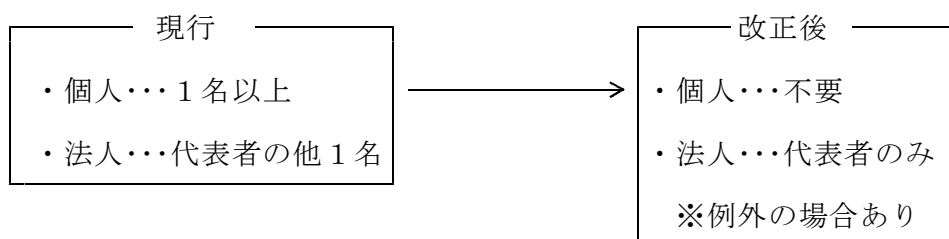
**第124号議案** 草加市小口事業資金融資条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

埼玉県信用保証協会の市町村小口金融特別保証取扱要領及び市町村制度金融特別保証取扱要領の一部が改正されたことに伴い、連帯保証人の基準を改正します。

2 内容

- (1) 連帯保証人の基準の改定



(2) 次の条例を改正します。

ア 草加市小口事業資金融資条例

イ 草加市商工業経営合理化資金融資条例

ウ 草加市中小企業緊急資金融資条例

### 3 施行期日

平成19年1月1日

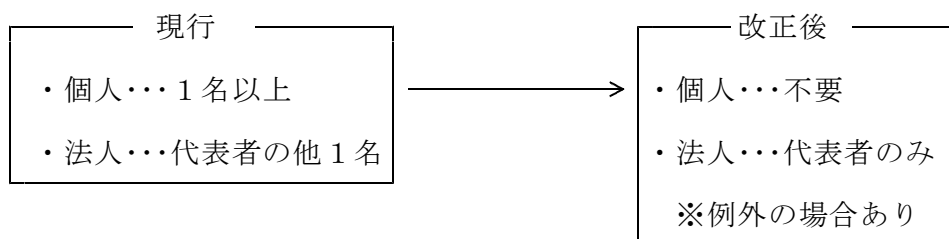
**第125号議案** 草加市公害防止施設整備資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 目的

埼玉県信用保証協会の市町村制度金融特別保証取扱要領の一部が改正されたことに伴い、連帯保証人の基準を改正します。

#### 2 内容

連帯保証人の基準



#### 3 施行期日

平成19年1月1日

**第126号議案** 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 目的及び内容

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止及びそれに代わる高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に伴い、法律名を引用する条文の所要の整備を行います。

#### 2 施行期日

公布の日

**第127号議案** 草加市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に係る厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養の告示等の改廃に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

選定療養に係る初診料及び診療費の規定で引用している告示について、所要の改正を行うものです。

3 施行期日

公布の日

**第128号議案** 草加市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地域防災体制を充実し、消防団の活性化を図るため、大規模災害時等における特定の任務に限り従事する機能別団員を置くとともに、これに伴う報酬等の見直しを行うものです。

2 内容

(1) 機能別消防団員制度の導入

これまでの消防団員（基本団員）に加え、入団時に定めた特定の活動にのみ参加する機能別団員を設置できることとします。

(2) 定数及び任用資格の改定

機能別団員の設置に伴い、定数を206人から230人へ改定し、市内在住、在勤という消防団員の任用資格に、市内在学者を加えます。

(3) 機能別団員の報酬の設定（基本団員の10分の4の報酬です。）

ア 分団長 年額 41,600円

イ 副分団長 年額 34,800円

ウ 部長 年額 29,400円

エ 班長 年額 24,600円

オ 団員 年額 22,600円

(4) 消防団員（基本団員及び機能別団員）の手当額の改定

近隣消防団の手当額にかんがみ、近隣消防団の手当額と同程度に引き上げます。

— 現 行 —			
ア	出動手当		
	①	自動車ポンプ1台1回（放水）	5,000円
	②	自動車ポンプ1台1回（放水なし）	3,000円
イ	訓練手当	自動車ポンプ1台1回	3,000円
ウ	警戒手当	1人1日	700円
エ	被服手当	1人年額	1,000円
オ	技術手当	運転者1人年額	2,000円

↓

— 改 定 後 —			
ア	出動手当	1人1回	2,500円
イ	警戒手当	1人1回	2,500円
ウ	技術手当	運転者1人年額	2,500円

(5) その他条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

平成19年4月1日

**第129号議案** （仮称）草加市リサイクルセンター整備事業請負契約の締結について

1 目的

資源と環境を保全し循環型社会を形成するため、びん類、缶類、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみを減容化・減量化・資源化する新たなリサイクルセンターを建設するものです。

2 契約方法 一般競争入札（総合評価方式）

3 事業概要

リサイクル機能（資源回収機能）及びプラザ機能（住民活動機能）を備えた新たなリサイクルセンター施設整備に係る次の事業

ア 機械設備の設計・施工

イ 建築物及び建築設備等の設計・施工

ウ 草加市リサイクルセンター解体・撤去工事



4 工期 本契約締結の日から平成21年5月15日まで

5 業者名及び金額

業者名 極東開発工業株式会社

金額 1,827百万円(税込)

6 予算措置

4款衛生費 1項清掃費 2目塵芥処理費 15節工事請負費

一般廃棄物中間処理総合施設整備事業

予算額 2,897,370千円(平成18~21年度の継続費の全体額)

※ 平成18年度 50,000千円

平成19年度 612,180千円

平成20年度 1,836,540千円

平成21年度 398,650千円

### **第130号議案** 指定管理者の指定について

1 目的

草加市立西町児童クラブ及び草加市立氷川児童クラブは指定の期間が満了することに伴い再度指定管理者にその管理を行わせるため、草加市立花栗児童クラブ及び草加市立谷塚児童クラブは新たに指定管理者にその管理を行わせるため、各児童クラブ指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

2 内容

(1) 施設及び指定の期間

ア 草加市立西町児童クラブ及び草加市立氷川児童クラブ(一括管理)

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで(5年間)

イ 草加市立花栗児童クラブ及び草加市立谷塚児童クラブ(一括管理)

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで(3年間)

(2) ア及びイの施設とも、次のものに施設の管理を行わせます。

草加市吉町五丁目10番31号草加ハイムE1号室

特定非営利活動法人草加・元気っ子クラブ

代表理事 小池 奈津夫

**第131号議案** 彩の国さいたま人づくり広域連合の規約変更について

地方自治法の一部改正（収入役の廃止及び会計管理者の設置・吏員という名称の廃止）に伴い、彩の国さいたま人づくり広域連合規約を変更することについて協議したいので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

**第132号議案** 埼玉県後期高齢者医療広域連合の設立について

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新法」といいます。）の規定により後期高齢者医療広域連合を設けて行うものとされた75歳以上の後期高齢者医療の事務の処理及び新法の平成20年度施行の準備のため、規約を定め、埼玉県内のすべての市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合を設立することについて、地方自治法第291条の11の規定により議決を求めるものです。

**第133号議案** 市道路線の廃止について

市道10027号線ほか7路線は新田西部土地地区画整理事業によるため、市道10332号線ほか17路線は寄附等により路線の起点及び終点に変更が生じたため、市道20617号線は一般交通の用に供する必要がなくなったため、それぞれ廃止するものです。

計 27路線

**第134号議案** 市道路線の認定について

市道9003号線ほか35路線は新田西部土地地区画整理事業によるため、市道10332号線ほか17路線は寄附等により起点及び終点に変更が生じたため、市道11462号線ほか67路線は寄附による新設のため、それぞれ認定するものです。

計 122路線

**第135号議案** 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員井出健治郎氏は、平成18年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。